

○坂本委員 基本問題その他については、まず象徴というものがはつきりしなければ進まないとと思うのです。だから私はここに象徴という点をはつきりして進みたい、こういうわけです。

これは事務総長も見えておられますか、やはり

ばなという意味をこれからお聞きしなければならぬのですが、少なくとも象徴ということは、憲法に

象徴ということばが出ましたから、みんな象徴

はどういうものであるか、どういう見解を持つておられるかという点をお聞きするわけです。

○関根最高裁判所長官代理者 ただいまの坂本委員のお問い合わせは政府側の説明理由の問題でございま

すけれども、一応最高裁判所といたしましても、

その庁舎の問題でございますので、敷衍的に御説

明してよろしくうございますか、象徴ということ

ばにつきまして……。

○坂本委員 鹿野調査部長にもお聞きしたいので

すが、やはり裁判所側も、できた庁舎というの

最高裁判所の庁舎でございますから、御見解をお

聞きしておきたいと思います。

○関根最高裁判所長官代理者 象徴ということば

は非常にむずかしい表現でございますけれども、

もと具体的に申し上げますと、最高裁判所は全

国の裁判所の最終の裁判をするところでございま

すので、最高裁判所で一つの事件について裁判が

ございまして、これが確定いたしますと、結局全

国の裁判所の裁判を囲束するという、これは原則

論でございますが、そういう意味におきまして全

国の裁判所を代表するという意味で象徴といふことばが使われているのではないかと考える次第でございます。

○坂本委員 全国の裁判所を代表する裁判所であ

るから象徴ということばを使っている。そうすると

と、いま総長の言わされました代表するというのほど

ういう意味になるのでしょうか。

○関根最高裁判所長官代理者 いま代表といふことばは比喩的に申し上げたのでございまして、

結局一つの事件の最終的な判断をするという裁判所、こういう意味で申し上げたわけでございま

す。

○坂本委員 すべての裁判の最終だという、それ

を象徴という、こういう意味だと、憲法にいう天

皇は国民の象徴というその象徴の意味とはだいぶ

違うのじゃないかと、こういうふうにも考えられ

ますが、その点いかがですか。

○関根最高裁判所長官代理者 天皇の象徴といふことばと最高裁判所が全国の司法の象徴だという意味はあるいは違うかも存じませんが、しかし、

結局のところは最高裁判所は、全体の裁判所の裁

判に不服があります場合は、最終的にきめる意味

においておきまして象徴ということばが使われてい

る。ですから、天皇の象徴という意味と違うとい

えば違う。具体的な問題となりますと、それぞれ

の方々の御意見によって違うかと思います。

○坂本委員 鹿野調査部長のほうは法務大臣を代

表されると思うのですが、やっぱりいまのような意味ですか。いかがです。

○鹽野政府委員 先ほど申中し上げております

が、最高裁判所が裁判所機構の最高の地位にある

裁判所といたしまして、その建物が司法を、いわ

ば常識的な意味におきまして形にあらわしたもの

ということになるのではなかろうかというふうに考

えますと、この提案理由の中でも象徴といふこと

ばを使つたわけでございます。

○坂本委員 ごく一般的な考でいいますと、ハ

トは平和の象徴である、天皇は国民の象徴であ

ります。そして最高裁判所及び下級裁判所の関係の規定は憲法の司法のところにありますけれども、いま鹽野さんが言われたような意味で象徴といふことばはございません。やはりいまの裁判所のところは、新憲法では御承知のとおり象徴といふことばがございませんけれども、旧憲法の第五十七条には「司法權ハ天皇ノ名ニテ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」こういうふうになつております。そこで、新憲法では御承知のとおり象徴といふことばを使つたわけでございます。

○志賀(義)委員 関連。いま象徴といふことばが

問題になつておりますけれども、旧憲法の第五十七条には「司法權ハ天皇ノ名ニテ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」こういうふうになつております。

○志賀(義)委員 先ほどあなたは下級裁判所を含め

て司法權全体を象徴するものだと言われた。いま

おつしやることでは、司法權を形にあらわしたも

のが、今度のりつばな最高裁判所をつくるとい

うことになりますね。そうすると、下級裁判所なん

かを含めての司法權の問題と、建物をりつばにす

ることになりますね。そうすると、そういうふうにひっかけるとお

かしいのじゃありませんか。とにかくいまの最高

裁判所の建物では機能上どうにもならないから、

この際に建て直すことが必要です、こういうふう

にかかるればわかるのですよ。何をここに

象徴なんていうよけいなことを出されるのです

か。しかもいまおつしやられるところは、最初に

あなたが言われた象徴の説明と違います。下級裁

判所を含んで司法權全体を象徴する、初めの説明

はそうです。いまになると建物という形であらわすと言葉。二つの概念必ずしも首尾一貫しないのです。どうもあなた方は、一たび口を出ると、

何とかそれをこじつけようとなさるから審議も長引くのですよ。だから象徴なんということは言わないで、いまの最高裁判所ではどうにも十分の機能が果たせないから、この際こういう審議会をつくってやつてもらいたい、こういうふうにおしゃられれば事は簡単です。私はあなたをやり込んでいるのですから、どうですか。

○鹽野政府委員 私どもといたしましては、さよ

うな考え方で象徴といふことばを使つたわけではありません。これは法務委員会ですから、そういうふうな

はやめますとおつしやつたら一番簡単なんです。

いかがですか。

○鹽野政府委員 私どもといたしましては、さよ

うな考え方で象徴といふことばを使つたわけではありません。

私は、少なくともこの司法の象徴といふの

は、ハトは平和の象徴であるとか、あるいは天皇

は国民の象徴であるというよくな、ごく俗に言う

意味ではないけれども、少なくとも最高裁判所の

意味ではないけれども、少なくとも最高裁判所の

○鹽野政府委員 お説非常によくわかるのでございまして、この最高裁判所の庁舎をつくりたい。現在の庁舎はお説のとおり古い建物でございまして、しかも手狭でございますので、新しい庁舎をつくりたい、こういうことに問題の端を発しておるわけでございます。そこでその庁舎をつくりますのにはりっぱな庁舎をつくりたい、最高裁判所といふものは全国の裁判所の最高の機関でございますから、その意味でりっぱなものを作りたい。こういうことから、それは司法の象徴ともなるべきものであるから慎重にその基本方針を決定いたしたい、こういうことを申しているわけでござります。

○加藤委員長 志賀君、関連質問はあまり回数を多くなく願います。
○志賀(義)委員 いまの建物は、最高裁判所がりっぱな判決、正しい判決を出す上にも不十分だから、これをこの際りっぱなものにすると言わればわかるのですよ。最高裁判所の機能は正しいりっぱな裁判をすることにあるのでしょう。建物ばかりりっぱにして、中身が伴わなければいけないでしょう。その肝心な点をあなたは少しも言われないのだ。最高裁判所でりっぱな建物をつくりたいと、ここでその審議会の案を出されるのも、要はりっぱな裁判をするためだ、それに盡きます。ついでりっぱにして、中身が伴わなければいけないのは十分機能を果たすために建物も相當なものをつけたい、こういうふうにおっしゃられればいいのだが、その肝心な点が抜けておるのでね。ただりっぱなものを作ればそれが象徴になる、それが結びついて、あなたの方の考え方の中には、まだ少し怪しいものが残っていると疑われるから、そういうことはおよしなさいときから言っていりますが、一度言つたら何とかそれをこじつけなければならぬと思つてから無理がくるのですよ。これだけ言つておきます。

○坂本委員 私の言いたいことを志賀君が少しうつべつとおっしゃられたが、そこでもう少し具体的にその象徴に関連してお聞きしたいのです。

現在の最高裁判所に当たるものができたのは、私たちが生まれる前ですが、これは条約改正の問題があつてやつたことが非常な大きい理由だとうとも聞いておるわけです。その際には、あそ

こに菊の御紋をやって、それから大阪、名古屋、各地方裁判所には、やはり同じような建物が建てられまして、正面に菊の御紋があつた。それは旧大日本帝国憲法を解しますと、ただいま志賀委員が言いましたように、やはり天皇の名において裁判をした、天皇が裁判をするんだということでお全国一致された。それが敗戦後国民の裁判ということに大転換をいたしたわけであります。しかしながら、裁判官諸公においてはまだ旧憲法の精神が残つておつて、そうして新しい憲法を理解することなく、非常にわれわれの納得いかない裁判が行なわれていたわけです。現在もまだ行なわれていると思う。ですから、この際建物を建てかえて一新をするということについて、それは基本的な問題とは違いますけれども、りっぱな最高裁判所の庁舎をつくりたいというの、旧憲法のもとの裁判と全然違った新憲法のもとの実現をはかるうとして、これが二十年続いたけれども、やはりあの建物があつたのは、菊の御紋をはずしただけではまだ庁舎自身についてもいかぬから、別なりっぱな庁舎をつくられることについてはわれわれは賛成です。しかしながら、

○坂本委員 最高裁判所事務総長のほうもそういう御理解でございますか。

○坂本委員 「その新宮に関する基本的方針を決定するにあたって」、この基本方針という点について御説明を承りたい。

○鹽野政府委員 基本方針を決定するというふうにが審議会の仕事であるというふうに考えておりますが、この基本方針と申しますのは、新しくで

○田宮最高裁判所長官代理者 場所の点につきましては、ただいま法務省からお答えいたしましたように、一応予定は国立劇場の隣ということになつておりますが、この審議会におきましても、

場所の点につきましてもまたあらためて十分御審議いただきたい、そう考えております。

○坂本委員 私は、せっかく審議会をつくるなら、場所から一場所の選定が一番重要じゃないかと思うのです。それをすでにきめてしまつて、形にあらわすものでありますことにかんがみて、こうしてあととの様式と経費の点でやるのでは、正義と公正のためのりっぱな裁判をやるために庁舎としては、どうも審議会の事が半分は削減されてゐるのではないかと私は思うのです。ですから、真にこの提案理由に申されておるような経緯を持つてこれを新築しようというならば、審議会をつくつて、その審議会の中でこの提案の趣旨のようなりっぱな庁舎を新築する。それからやらないければならないと思うわけですが、大体もうきめておいて、審議会ではただオーケーというんじゃなかると私は想像するけれども、その点いかがですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 ただいまの坂本先

生の御質問はまことにごもつともでございまし

て、敷地がどこになるかということは、建物の規

模その他にとつてまことに重要なことでございま

す。現在敷地はパレスハイツあとという点に予

定されおりますが、これは国有財産中央審議会

におきまして、最高裁判所の新宮予定地といふ

とが決定されておるわけでございまして、これは

あくまでも予定地という決定でござりますので、

この敷地がはたして適當であるかどうかかといふ

とも、あわせて審議会で十分検討していただき

いというふうに考えております。

○坂本委員 そういたしますと、様式、経費

経費等についても大体概略の点、それから様式の

点についても、様式というのは、庁舎の外観その

他を入れた建築の——私は建築のほうの専門家

じゃありませんからわかりませんけれども、建物

自体の外装と申しますが、そういうような点も入

ります。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、少なくとも公正と正義

の裁判を実現する、こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、そうしてやらなければ、審議会の意味をなさない、こういうふうに思つておられるわけですが、ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 場所は三宅坂の国立劇場の予定地の隣に内定しているわけでござります。

○坂本委員 私はこういう重要な新築にあたつて、審議会を設けるなら、少なくとも公正と正義

の裁判を実現する、こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、そうしてやらなければ、審議会の意味をなさない、こういうふうに思つておられるわけですが、ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、そうしてやらなければ、審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、

この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

少なくとも公正と正義の裁判を実現する、

こういうことになれば、やは

り場所から審議会で検討して、

そうしてやらなければ、

審議会の意味をなさない、

こういうふうに思つておられるわけですが、

ですから、この点に

ついては委員長にもお願ひしたいのですが、大臣

思つておられるわけですが、その点いかがですか。

○坂本委員 お聞きいたいことは、この新宮の建設にあたって、審議会を設けるなら、

るかどうか、この点はもうちょっと詳しく述べておきたい。

○田宮最高裁判所長官代理者 建物を建てる際に最も基本となる事項は、規模及び経費でござります。様式と申しますのは、外觀といった具体的なことではございませんで、たとえば日本風にするとか、洋風にするとか、また時代的にも、中世風から様式といったものも大体きまってくる、そういう考へております。

経費の点については、大体の構想は持っておりますが、何ぶんにもこれだけの建物でございますので、広く有識者の御意見を聞いた上で求めたいというふうに考えております。

○坂本委員 私がなぜこういうことを詳しく聞くかと申しますと、私は臨時司法制度調査会の委員に出まして非常に苦い経験を持つておるのであります。と申しますのは、臨時司法制度調査会では、あの法律で決定しましたいわゆるキャリア裁判を改正して、そして民主裁判を実現する、こういう方針でできたわけですが、実際はいわゆる法曹一元というのにはまだその準備もできていない。こういうようなことで一蹴してしまって、そうしてあとは何かといふと、現官僚裁判制度を維持する、癡展させる、そういうことに結論はなったんじゃないのか。それでは私はあの調査会の目的をはずしてしまっておる。だから、そういうのならもう一年ぐらいい延ばしてもっと検討したらどうかというと、二年間の期間は八月一ぱいで切れる。それだからきめたのはもうそこできまっているのだから、会議規則によつてもう変更は許せない。最後に総会、総論的な、結論的な調査会をやるときになつては、もう各項についてきめたのは変更は許さない。文字の修正くらい、こういうよくなつてのがこの調査会の落ちである。さらにもう、この調査会には幹事会が組織されておる。幹事会できめたのは、何でもかんでも幹事会できめたとい

うので、調査会で発言はするけれども、その幹事会できめたことに終始をする。それでは何のために調査会がわからぬ。だからこの審議会について見ましても、第一場所の問題、これがただいま御答弁を承りましたけれども、もちろんそうであらるでしょ。うけれども、もう国有財産の関係で大蔵省のほうも済んでおる。だから審議会を設けて、それではここにこういういところがあるがどうだということになつても、これはなかなか変更は事実上困難だと私は思う。そういうことにかんがみますと、この審議会については規模、様式、経費の問題等だけの問題になつてしまふ。また、この問題についても、どんどん現在の審議会の行き方では幹事会というのをつくって、そうしてそこできめてくれば、審議会はただ若干希望意見として質問するだけであつて、すすとそこできまつてしまふ。そうしますと、結局審議会制度をつくつて国民の声を聞く、国民の要望するようなことを審議会で審議をしてやるといつても、実際はそうならないですよ。私はそうなることをおそれるから、この審議にあたつてもそつとう点等も明確にしておいたらい、そういう意味でお聞きするわけですが、日本風か洋風か、あるいは中世か近代か、こういうようにいろいろあります。それが、こういう点等については、審議会の中で、その委員の特別な人を海外に派遣して、外国の状況等もよく調査をして、そしてその意見等も十分取り入れた上でやる、そういうお考へがあるかどうか、お聞きしておきたい。

○田宮最高裁判所長官代理者 一応の計画といたしましては、昭和四十一年度におきまして、委員の方々に外国に行つていただきまして十分視察調査をしていただく予定にしております。

○坂本委員 そこで外国の視察ですが、私は現在のキャリア裁判をとつておるところの国だけの視察では不十分だと思う。また世界の世論と申しますが、これは遺憾ながら二分されておる。それをいま日本の政府がとつておる、または政府がやつたのは、何でもかんでも幹事会できめたとい

ておるところのものだけを視察してやつたのでは私はいかないと思うのです。やはり外国を視察するというならば、資本主義の国家も社会主義の国家も十分同じく視察をして、その上の検討でなければならぬ、こういうふうに思いますが、その点いかがですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 ただいまの御説によると、ごもっともございまして、その点も審議会で十分検討していただけようだということになります。○坂本委員 したがいまして、いまのような点はこの法律の中に盛り込んでおくべきだ。そうしながら、臨時司法制度調査会が、やはりあまり抽象的であったから、具体的の結論というの是非常に予期しないような結論も出る。こういうことがありますから、もつと内容的に、いわゆる最高裁判所の庁舎の新営に関する重要な事項を調査審議すると、こうありますけれども、この重要な事項については、もつと法律的に具体的に規定しておけば、こういうふうに考えますが、その点いかがですか。

○鹽野政府委員 庁舎の新営に関する重要な事項と申しますのは、先ほど申しましたように、庁舎の新営に関する基本的方針を決定していただきたいことは、先ほど申しましたように、新しくできます庁舎の規模とか、あるいは様式、経費の大要というふうなことを御審議いただきますとともに、先ほど御指摘のございましたように、敷地の問題についてもあらためて御審議をいただくということも聞いておられますので、その範囲のことを重ねておきます。

○田宮最高裁判所長官代理者 国会のほう並びに建設省等でござります。

○坂本委員 それはいまおつしやったのは、この建築専門の点と、大蔵省は経費の点等もあると思ひますが、そこでそういうことを相談されるでしょうが、この審議会のメンバーについて、たとえば経評とか、総同盟とか、中立組合とか、こ

国會議員はわかりますが、関係機関の職員というのはどういうものなのでしょうか。それから学識経験の点についてはどういうような考え方を持っておられるか、それをお聞きしたい。

○田宮最高裁判所長官代理者 委員の構成メンバーにつきましては、また規則で定めることになりますので、その際十分関係機関とも協議した上決定いたしたいと考えておりますが、一応の構想といなしましては、国會議員の方々のほか、広く政界、経済界、言論界、法曹界の方々、そのほかに都市計画関係の方々、地方自治関係の方々、そのほかに建築関係の学者の方に御参加いただければ非常にありがたいというように一応考えております。

○坂本委員 いつでも経済界というのが出ますか、この経済界は、その運営はいわゆる資本家がやつておるでしょ。しかし、それを担当し、実際に労働者は労働者なんです。しかしながら、とかく今までこういう委員は労働者の代表というのがないと思うのです。それから、今までいろいろな審議会等を見ますと、農民の代表といふと、農協とか、農協連合会とかいって、やはり代表者は時の政府に迎合してやる者がほとんどそれになつてくる。こういうようなことがあるから、私はいまあげられたほかにも労働界の代表、労働者の代表を入れるべきである。こういうふうに思ひますが、その点いかがですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 その点につきましても、いずれ関係機関と十分協議した上考へたところですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 国会のほう並びに建設省等でござります。

○坂本委員 それはいまおつしやったのは、この建築専門の点と、大蔵省は経費の点等もあると思ひますが、そこでそういうことを相談されるでしょうが、この審議会のメンバーについて、たとえば経評とか、総同盟とか、中立組合とか、こ

田宮最高裁判所長官代理人　御黙言はよくわかつ
　　いうのがありますから、そういう代表も加えるべきだ、そういうふうに思うのですが、そういう点いかがですか。

が、これに御異議ありませんか？

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

華音圖

○坂本委員 だから私は、こういうのはやはり法律でなくておかななければ、それはいま同僚委員もいろいろありましたけれども、ものごととい

○加藤委員長 次に、法務行政、検察行政及び人

うのは、そういうふうにしてまあまああとで相談してやればいいというので、きまつた結論という

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

のは何であるかというと、特權階級だけである。そうしたらこの審議会の目的を達しない、そういうことがあるから、そういう点も必ず入れなければ

下室にあるダイヤモンドのことがいろいろ論議と

ばならない」という点を私は要望いたしておくなつたでございます。そして、この審議会をつくつたから、これは国民の総意を結集したのだというふ

いろいろな疑惑が起つております。私どもはこの
処理はよほど慎重に処理していただきないと、い

うには決してならないよう、場所の点等についてあらためて審議会で十分審議をしなければなりません。

こといろいろ疑惑を持つておるものでございま
す。(一九二九年)

○加藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

三提供されたはすでござりますが、それが終戦後どこにいったかわからなくなつてゐるということ

○加藤委員長 これより討論に入る順序であります
が、別に討論の申し出もありませんので、直ち
に採決いたします。
裁判所法の一部を改正する法律案に賛成の諸君
の起立を求めます。

○加藤委員長 裁判所法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○神近委員長 次に、法務行政、検察行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

神近市子君。

○神近委員 いまちょうど決算委員会で日銀の地下室にあるダイヤモンドのことがいろいろ論議と調査が行なわれております。このダイヤモンドの処理はほどど慎重に処理していただきないと、いろいろな疑惑が起つております。私どもはこの日銀の地下室にダイヤモンドが収納された前後のことでいろいろ疑惑を持つておるものでござります。あのダイヤモンドは、十九年の七月に当時の軍需省が武器の製作に必要として國民から徴収したものでありまして、皇室からも王冠や何かが二、三提供されたはずでございますが、それが終戦後どこにいったかわからなくなっているということが出ているのでございます。王冠がどこにいったかわからぬ。そしてしかも、それが大阪の貴金属商の商店に出ていたことがあった。それを見えてるのですが、大体私が読んだもので考えれば、いま日銀の地下室にある十六万一千カラット、これが供出されたときには大体倍以上あつたのではないかということが考えられる。終戦時のごとくのところのときに、軍と、それから駐留軍、それからそれを取り巻くいろいろな人たち、そういうようないままでの、私が昨年の六月でございましたところでどこかに行つてしまつたということを考えられるので、実は昨年いろいろ御質問申し上げたが、青木美代さんと信子さんと「人命の尊重についての陳情」、こういう問題が昨年出たことがありまして、実は昨年いろいろ御質問申し上げた

○神近委員 いまちょっと決算委員会で日銀の地下室にあるダイヤモンドのことがいろいろ論議と調査が行なわれております。このダイヤモンドの処理はほどど慎重に処理していただきないと、いろいろな疑惑が起つております。私どもはこの日銀の地下室にダイヤモンドが収納された前後のことでいろいろ疑惑を持つておるものでござります。あのダイヤモンドは、十九年の七月に当時の軍需省が武器の製作に必要として國民から徴収したものでありまして、皇室からも王冠や何かが二、三提供されたはずでございますが、それが終戦後どこにいったかわからなくなっているということが出ているのでございます。王冠がどこにいったかわからぬ。そしてしかも、それが大阪の貴金属商の商店に出ていたことがあった。それを見えてるのですが、大体私が読んだもので考えれば、いま日銀の地下室にある十六万一千カラット、これが供出されたときには大体倍以上あつたのではないかということが考えられる。終戦時のごとくのところのときに、軍と、それから駐留軍、それからそれを取り巻くいろいろな人たち、そういうようないままでの、私が昨年の六月でございましたところでどこかに行つてしまつたということを考えられるので、実は昨年いろいろ御質問申し上げたが、青木美代さんと信子さんと「人命の尊重についての陳情」、こういう問題が昨年出たことがありまして、実は昨年いろいろ御質問申し上げた

○津田政府委員 昨年の六月二日、当委員会におきまして、ただいまの青木斌という名前が出来ました。その人のことにつきまして御質問があり、説明員が御答弁を申し上げたという事実につきましては、当時の速記録によりまして承知いたしております。

○神近委員 そのときに御質問申し上げたことはたくさんあつたのですが、そのときに第一は、大体大規模事が引き受けた番があつたのが別所洋太郎ですか、そういう検事さんにかわっているのです。それでそのときさつはどういうことであつたのかということをそのとき御質問したわけですが、それはおわかりになつておりますか。

○津田政府委員 問題の青木という方についての被疑事件は恐ろしい事件でありました。その事件についてがございまして、その事件の捜査中に発覚した事件でございます。ところが、本件の問題の青木に対する逮捕状を発付されました後、当時の主任検事が病気でありますので、急遽主任検事を変更いたしたわけでありまして、その結果、別所検事がこの事件の主任検事になつたものであります。

○神近委員 この問題はあとでお尋ねしたいと思うのですが、だいヤモンドあるいは金、白金というようなものが終戦時に、一応軍の命令で隠匿されたのです。それを今度駐留軍が来て摘発することになつて、新しい法律、隠退蔵物資の発報償法という法律ができたのです。そしてその法律によつて、こちらでは、その報償を受ける資格のある人がこの目にあつ。そして世耕さんと非常に協力して隠退蔵物資を——今日ここに書類がありますから、この点はあとでお尋ねいたしま

されども、いま日銀の地下室にある十六万一丁で何百カラット、そのダイヤモンドについて報償が受けれる資格のある人が、世耕さんによつて恐喝罪というような名目で訴えられる。それが六ヶ月経つておかれで、そして急に三十一年の五月十四日ですかに連れていかれる。そして五日目に急性肺炎という名前でなくなる。それが何とも納得のできない事件なんです。これはあとでまた調査をすべきれども、そのときに特別委員会ができると、そしてその調査室長あるいは調査長、そのお役人が二人もなくなつてゐるといふ事件もそばにはあるわけなんです。それでその別所検事の調査のしかたが非常に過酷であつたということ、そのことについて昨年のこの委員会でいろいろお尋ねを申し上げているわけなんです。その調査をいまあなたは、ただこの前の、去年の委員会の記録で讀んだということをおっしゃつていますけれども、そのとき調査項目をお願いしたことについての御回答はできているのかどうか、それを伺いたい。
○津田政府委員 その後におきまして、もちろん調査をいたしておりますので、その結果については御説明申し上げられると思つておるわけでござります。

うか、あるいは検察行政というか、そういうものの欠点があると思うのです。それで、この問題をしつこく食い下がるのは、そういうところに私どもと疑惑と不満があるということを理解していただいて、そしてはつきりと——これはたくさん無数にあるケースの中のほんのたった一つの問題であるけれども、はつきりと遺憾であったのかあるいはこれが当然であったのか、そういうことを私は伺いたいと思うのです。

○津田政府委員　ただいまのお尋ねでござりますが、これは前回の御調査のときのお尋ねにつきまして調査した結果でもありますわけでございません。それにつきまして御説明申し上げます。

青木被疑者に対する別所検事の取り調べ状況は後に申し上げるとおりであります。別に過酷な取り調べをしたという事実はございません。青木は昭和三十一年五月十四日、東京の自宅で逮捕されまして、同日の午後五時三十分に大防地検の別所検事のもとに引致されたわけであります。翌十五日勾留状が発布されまして、大阪拘置所に勾留されたわけであります。別所検事の取り調べ状況は、まずその五月十五日、すなわち引致された日の翌日の午前十時四十五分から午後一時まで、及び午後一時二十五分から午後五時三十分までであります。このときは供述書調書を作成いたしておりますが、この取り調べ時間はだいま申し上げましたように合計六時間二十分になります。それから第二回目は翌五月十六日、午後六時から十時までであります。この取り調べ時間は四時間であります。それから第三回目は五月十七日、翌日であります。これが午前十時四十分から午後零時五十分まで、午後一時二十分から午後五時五十分まで、午後六時三十分から午後十時十五分までであります。それましても、合計十時間二十五分ということになつております。この青木被疑者は、大阪拘置所入所当時の健康診断によりますと、疾病その他の異常はなかつたわけであります。歯は総入れ歯でありまして、当時係官に対しかゆ食を給与してほしいということを申し出、したがいまして、そ

の意味においてかゆ食を給与しておったわけがございませんて、十六、十七日は別段疾病の事実はありません。十八日は発熱をいたしたということでおあります、その日は取り調べを行なつております。官に通知があつたわけあります。そこで検察官、それから当時の弁護人等と協議の結果、執行停止をして病院に入院させるほうがいいという結論で、執行停止を裁判所に求め、それで同日午後二時でありますか、執行停止があつたということになつておるわけであります。ただ大阪拘置所におきましては、五月十八日以來相当の治療をいたしておりますし、御承知のように大阪拘置所は相当大きな拘置所でありますので、医療設備は整っておりますから、そのままの状態において、拘置所において静養するということも可能であったわけでありますけれども、やはり何と申しましても本人の心理的な状況がありますので、執行停止のほうがよいのではないかということで、弁護人と協議をいたして執行停止の職権発動を促すことを裁判所にいたした。こういう事実になつておるわけでございます。したがいまして、その間検事が被疑者を取り調べた措置、あるいは病気に関する措置については過誤はないというふうに考えております。

たくとか、くつで床をたたくとか、あるいはもう少しとした喫煙をなさるとか、私ども公平と正義なんというような司法行政のことばを考えると、ちょっと想像できないような調べ方をなさる性格を持つていらっしゃる。この人に十時間四十分いじめられたら、相当私は、おかゆぐらいで——お屋は食べさせたでしよう。だけれども、ともかくもずいぶん参るということはあたりまえだと思います。だから翌日から発熱して病気になった。そのときに、これはこの前も坂本委員から御質問したことがあったのですけれども、十八日も調べることができなくておいた。十九日に、十時ころ非常に脈搏が弱くなつて、そうして熱は比較的高くなつて、いまおっしゃったように二時何分かに拘置院をはずした。だけれども、入院させたのは回生病院に入れたというは夕方の時間だったと思います。回生病院といふのは、いまこそ拘置所が新しくなつて遠くなつておりますけれども、隣なんですね。それでいてそういう手落ちをしたということはあるのですけれども、その点はあなた方はどういうような報告を受けていらっしゃいますか。

それから、入院の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、大阪拘置所におきましては医療設備は十分整つておりますので、本来いまいきば刑務所で静養するということでもいいわけであります。が、本人の心理的な状況を考慮して、やはり外部で静養するほうがいいという判断をして、個人に相談をしたということになった。したがいまして、別所検事が病気であるという事実を知ったのは午前十一時過ぎであるというふうに報告を受けおりまして、裁判所における執行停止の手続等の時間がありましたて、二時五十分に回生病院に入院したという事実になっております。

○神近委員 あなたは別所さんをよく知つていらっしゃるから、私は公平な批判ができるないと思うこともあるのですけれども、これは一般官僚組織のことではありますから触れませんが、大体十時間四十分なんというような普通の労働時間をオーバーするくらいの調査は平常行なわれているのですか。その一点は、あなたの方には何にも呼び起こすものはないのですか。十時間四十分、あなたたちは翌日時間二十五分とおっしゃるけれども、それで翌日は発熱している。それを考えれば、十時間四十分調べたということは、本人には心理的あるいは肉体的に非常な負担を与えたということが考えられる。おかげを食べたのは歯が悪かったのだとおっしゃるのでけれども、それでお屋もおかげを食べていたのかどうか知りませんが、ともかくもそういう状態の人を十時間以上糾明するということは、あまり正義と公平が行なわれる裁判じゃない。それに、これはこの次委員長に御相談して、理事会にかけて、私どもは世耗さんの扱い方を一度伺いたいと思っているのですけれども、みんな仲間は無罪になつております。一人だけ三千円の罰金をどういう名目かで科せられているけれども、あとの五、六人はみんな無罪になつてゐるのですよ。それをこういう過酷な調べ方をする必要があつたのかどうかということが、私ども検察行政のあり方についての疑惑なんです。そのことについてあなたはどうお考えですか。

○津田政府委員 ただいまお尋ねのございました別所検事を私はよく知つておると申し上げましたが、私は多年検察官をいたしておりましたので、相当年配の検察官はほとんど知つております。個人的にじつこんにしておるという意味ではございませんので、その点は御了承を願いたいと思ひます。検察官として相互に知つておるという意味でございます。

○津田政府委員 御質問ではござりまするけれども、人間のからだでござりますから、翌日発熱することもございますし、それはしばしばわれわれの経験しておるところでござりますので、翌日発熱するかどうかという状態が取調べ官にわからなかつたということがあつても、それはやむを得ないことである。あるいはほかの事情によつて翌日発熱したかもわかりませんし、それと取り調べと因果関係があるというふうには私どもは考えておりません。

○市近委員 結局、あなたもそういうことをやつてきた方なんですね、いまのお話を聞いています。やはり同じような過酷な取り調べを平気でやつてきたお人なら、もうわれわれに文句を言うところはありません。それで今日の検察行政の一部を私どもはわかつたような気がいたします。ここであなたがそれを認めておいでになるということを考えれば……。

その次のことでありますけれども、昨年坂本委員がいろいろお尋ねいたしましたのですけれども、その中に、なくなつた場合は、司法大臣とそれから家族に即刻通告をしなければならない。ところが大臣にも家族にもその通知はいっていないということになつてゐるのですけれども、その後調査はできておりますか。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねのうち、私個人のことにつきまして申し上げますが、私は十一年間裁判官をいたしておりますが、その後法務省に参りまして、司法行政官、それから検察官をいたしておりますわけでございます。私自身といたしましては、見習いのときは別といたしまして、検察官として現場で取り調べをいたしたことはございません。でございますから、私がそういう前提であるいうふうにお考えくださることは誤解というふうに申し上げざるを得ないわけであります。

そこでただいまの後のお尋ねでございますが、監獄法によりますると、病院に在監者を移送した場合には、法務大臣に申報する、あるいは家族

に通報するなどということになつておることはたゞまも仰せのとおりでございます。本件の被疑者につきましては午後二時ごろに勾留の執行停止になりました。したがいまして、拘置所といたしましては、回生病院に送るという措置はとりませんが、これは監獄として、つまり拘置所としての拘置所で療養できないから病院移送するところに基づいて病院移送をいたしたものではあります。あの監獄法の規定は、拘置所の権限において拘置所で療養できないから病院移送するところに基づいて病院移送をいたしたものではありません。本件は勾留執行停止になつておりますから全く自由な身になつておる。したがいまして法律上は大臣に申報する必要はもちろんないわけとござりますから、したがつてそういうものはなされなかつたということになるわけであります。

○神近委員 それじゃ家族についてもなかつたところでございましても、同じような理由によるのですか。

○津田政府委員 さようであります。これは家族に通報するということと、大臣に申報する規定とは同種の規定でございますので、それはいたしてありますんが、家族については当然弁護人が承認して連絡をしておるわけであります。したがいまして勾留執行停止後は全く自由なからだの方ですから、別に拘置所は家族に通知するという問題ではないというふうに考えます。

○神近委員 それではあなたまたこうおっしゃるでしょう。この死体は二十四時間以内に焼かれておるのです。この問題は、それは監獄を出して病院に預けたのだから病院の責任ですか、どっちなんですか。

○津田政府委員 全くそのとおりだと思いますが、しかしながら、その点につきましては若干の調査をいたしておりますから、もし御必要であれば申し上げます。

○神近委員 この案件は、これはここだけではなく、また決算でも問題になると思うのですけれども、この二十四時間以内に焼かれたということ、どういうわけで急いで焼いたのか。家族はその前から切符を買ってあつたから間に合つた、死体に会

えたので、通知もなく、それからなくなつてから切符を買って行ったというのでは間に合わなかつたわけなんです。おまけにこの責任者の大島源八という医師でなくして、死亡診断書は中島裕という女医さんが出しております。そうしてちゃんとはつきりと二十四時間たたないうちに焼くようなごまかしをやつておる。拘置所からきた通知と、それから病院からきた通知の間にスレがあるのです。それを私どもは伺つておるわけです。

○加藤委員長　調査中でございますから、ちょっと御猶予を願います。

○津田政府委員　先ほども申しましたように、この回生病院入院後の措置につきましては、法務省の系統においてはもちろん専門知識をしないことありますけれども、その内容について前回お尋ねがござつたようでございますので、調査はいたしております。これは職務上の調査ということでなく、必要関連事項として調査した結果でございますが、そういう意味でお聞き取り願いたいと思います。

死亡診断書によりますと、ただいま仰せのとおり回生病院の医師中島裕、これは御婦人かどうかわかりませんが、この人の診断書になつておる。それで死亡時刻は昭和三十一年五月十九日午後七時四十分ということになつております。ところが、これがどういうわけでその翌日火葬に付されたかということの事情については判明いたしませんが、とにかく当時この青木氏がなくなられた後、遺族の方が見え、いろいろ葬儀関係者とも協議された結果、翌二十九日中に火葬にしたいという遺族の御依頼があつて、翌日午後八時の斎場の火葬を行なう時間の最終時間に間に合わせるようにして翌日火葬に付したというふうに私どもは調査の結果承知いたしております。したがいまして、その翌日の斎場の最終の火葬の点火時間と申しますか、それは八時だそうであります。したがいまして、十九日の七時四十分に亡くなられたとすれば、午後八時に点火すれば、二十四時間二十分たつておるということになりますので、別に火葬、埋葬関係の法令に違反するわけではないとい

うとうになつておるようでござります。

〔委員長近所〕 本作委員長代理

○神近委員 家族の要請によって二十四時間以内に焼いたとあなたはおっしゃるのでですね。それほど伺えばすぐわかることだから私どもも調査します。

す。たゞれどもう一つ、これも監獄法によるといふのですか。これは坂本委員がハムハラーンハム

で何ですけれど、この前この質問を申し上げたと

きに坂本委員から出たのは、解剖をどうしてしな

かつたかということ、これはまた参考人の中にこの実際を見た人に対していただこうと思つてい

ますけれど、非常に苦悶していた期間があったの

廊下でもうほとんど立てるほど苦痛があつた上に、それを用撃して立てる人がある

ということ、それから死体に斑点が非常に多かつ

たということで、人命尊重という要請が出たのだ

と思うのですけれど、どういうわけで司法解剖と行政解剖とかいうような手段を止られなかつ

が行政解説とかといふのが三段をとりわけが、たのか、これもあなた方の逃げ口は監獄法です

加

○津田政府委員 俗に申します司法解剖あるいは行政解剖二つあります、三つは行政解剖二つは司法解剖二つあります。

行政解剖と申すものます行政解剖といわれておるものは死体解剖保存法第八条の規定による権限

であります。これは都道府県知事が伝染病、中

毒または災害により死亡した疑いのある死体その

他死因の明らかでない死体について、死因を明らかにするため検案をさせたり、あるいは死因が判

明しない場合は解剖させる、これが行政解剖の規

定でござる事もあつた。ところが本件につきましては、

先ほど来申し上げましたように、刑務所の医師に
まつましても、あらは回生病院の醫師にてりま

よりもまじめあるいは回生病院の医師によれば、死因は急性肺炎であります。した

がいまして、行政解剖をする要件には当てはまら

ない、こういうことがあります。それからもう一

司法解剖と申しますのは、検察官等が捜査いたしました場合の鑑定の嘱託によつて裁判所の許可状

を得てやる解剖でございます。しかしながら、そ

第三章・開拓の歴史

査を開始して初めてできることなんですが、この死因

かでありますので検査を発動することはできませ
ん。したがいまして、司法解剖のできる要件にも
当てはならない、こういう意味において解剖はしな
かつた。こういうことになるわけございませ
ん。

○神近委員 いま御説明を聞いていれば、私ども
の疑つているのは、ダイヤモンドの摘発にからん
だことに大きな勾留の問題があると思っていての
で、それで私どもはいろいろの疑惑をこの問題に
は持つていいわけです。あなたは法文によつての
御説明で、まあそれで一応この問題は解明された
とお考えになつていいでしよう。だけれど、この
事件のときには、昨年人権擁護局に、もう少し人間
的な立場から御調査を願つておいた事項があつた
と思うのです。非常にたくさんありますので、時
間の関係で——もう少し私は鹽野調査部長にも伺
いたいことがあるので、人権擁護局でどの程度の
ことを調べていただいたかということをちょっと
伺います。

○神近委員 人権擁護局というのはその程度のものですかね。刑事局長の法文一本やりでいかれて、説明と、私どもがいろいろこの問題について持っている疑惑というものの性質とは、この応答でよくおわかりだらうと思うのです。私どもは何となく納得できないものがあるからこうやって問題を持ってきてているので、これはあとで鹽野調査部にお尋ねすることにも関連してくるのですけれども、人権擁護局というものはその程度の、やはり同調的な調査しかできないものだということがよくわかったような気がしますから、それで私は問題をほかに移しますが、関連があるそうですね。

○田中(織)委員 関連して。ただいまの神近委員の津田刑事局長に対する、いわゆる執行停止後拘置義務の問題でございます。執行停止という関係で、所以外のところで死亡した者に対する死亡通知義務の問題でございます。執行停止といふことによって、全く本人が自由な立場になつてゐるんだという形で、事局長の御答弁には、私どもやはり納得できないのです。停止条件というものがなくなれば、私はやはり当然勾留が再開せられるべき性質のものだと思うのです。この場合には、たまたま停止中に本人が死亡したという事実で、勾留再開という事情にはならなかつたわけでございます。そういう意味からいえば、刑事局長の御答弁になつた、本人は完全なる自由な身なので拘置所としてはその点については関知しないのだということは、やはり法解釈の上から見てもいえないのではないか。刑事訴訟法の規定でいわゆる勾留執行停止になるという場合には、必ずその家族なりそういうよろくな者から、停止条件が解消した後における出頭義務の規定があるよう私は理解をしておるのであります。そういう点から見まして、本人が死亡した場合には、少なくとも病院としては拘置所に連絡をなさなければならぬ。これは法的な義務であるから、どうかという問題もありますけれども、私は、病

は、少なくともその義務がありますし、拘置所とし「院側にもその義務がありますし、拘置所とし」とは置が当然拘置所側として出てこなければならぬものだと私は思うのですが、その点、どうも刑事局長の御答弁では理解できないのです。本件の場合はにおいては、本人が死亡したという新しい事態が起つておるから、もうそれで拘置所の責任が全然解除されておるんだということにはならないのが——やはり執行停止といういわゆる行政処理の当然の効果として責任が拘置所側に残るものだ。万が一死亡というような事態が当然出でればやはり勾留再開というような事態が当然出てくるのでございます。その点が私どもは納得ができないのですが、刑事局長にその点についての御見解を伺いたいと思うのであります。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねでござりますが、勾留の執行停止につきましては、今度は勾留の執行停止の取り消しということ、あるいは勾留執行停止期間がついておりますと、その期間の満了ということによつて再び収監されるということになるわけでございます。しかしながら、その間におきましては住居の制限等をいたす場合はございませんするけれども、別にその間の行動につきましては何らの束縛はないわけであります。したがいまして、拘置所のほうにおきましても、まあ本件性の場合は事実として回生病院に入院しておるといふことも承知し、あるいは死亡したということを承知しただろうと思ひますけれども、拘置所としては、法的にはこの執行停止者についてその行動を監視するとか、そういうことは何もないわけですね。したがいまして、執行停止の取り消しの決定がありました場合は、検察官の指揮によってそれを使監するということでありまして、その場合に監獄看守を使えるということはござりますけれども、それは司法警察官や検察官の指揮によつてそれだけのことです。したがいまして、もう一度執行停止を取り消す決定がなされたときに、それを検察官が執行するまでは、この被疑者は自由であるということになるわけでありま

す。したがいまして、その間に被疑者の身分あるいは身体にどういう変動が起きたかということは、刑務所がこれを了知する方法がないわけありますから、したがいまして、刑務所にさような義務はないわけあります。

○田中(織)委員　ただいまの御答弁で、私はますます刑事局長の御見解に疑問を抱かざるを得ないです。ことにこの場合、刑が確定をしておるいわゆる服役中の者と、被疑者として勾留をされるいわゆる者との間の相違というのもやはり出てこなければならぬ。特に神近委員が指摘しておる点は、まだ被疑者の段階における勾留中の問題であるというところに一つの、いわゆるこれは裁判が確定するまでは法廷で疑いを提起されている側と被疑者の権利というものが憲法で保障されておるという立場において、やはり取り調べにおける検察官の態度というものも当然問題になるのだ、こういう一般的な前提の上に立っての質問でござります。特にそういう意味の、勾留中に病気発生という事態——もちろんあなたの御答弁では、大阪拘置所は医療設備もあるから、拘置所の中で療養する、静養するという処置もとれないことはなかつたけれども、本人の精神的な関係を考慮して執行停止処分にするという場合には、執行停止処分が決定され、そうして身柄が外へ出された関係において、拘置所の責任が全然解除されるのだということは、私はどうしてもそういうことにならないと思ふ。また、これは刑事訴訟法の規定は何条かはつきりいたしませんけれども、やはり執行停止処分の取り消しがなければそのままになるのだという点についても、停止という条件からくるところの、これは一般の法律概念の上から見ても、私は、やはり拘置所側に責任が残つておるものだ、こういうふうに理解をせざるを得ないのであります、関連質問でございますから、その点を申し上げたいと思います。

○津田政府委員　ただいま申し上げたのは、刑事訴訟法九十八条の規定に基いて申し上げたわけであります。私どもいたしましては、勾留執行停止で刑務所外に出た人に対しては、刑務所としては何らの責任はない。むしろ勾留状が出ておる、しかも勾留停止中であるという関係だけにすぎない。拘置所あるいは刑務所としては何ら関係ないということに考えております。

○神近委員　この問題はもう少しわれわれも勉強して、もう一度御質問申し上げることにいたしました。私はこの問題で一番——さつき申し上げたように、いま日銀の地下室にあるダイヤモンド、これから尋ねるわけなんですけれど、この青木といふ人は、いま日銀の地下室にあるダイヤモンドの摘発に全面的に協力したという、自分で考えていらっしゃる。これは世耕さんが相棒でありますから、そのときの摘発委員長でありますから、世耕さんがよく御存じだと思う。これは一度ぜひ出ていただきてお話を伺いたいと思っておるのですけれども、鹽野調査部長がおいでになつておりますので、そちらにちょっと伺いたいのです。この隠匿物資摘発の報償法という法律は二十一年に廃止になつております。そうしてここに原書の控えがございますけれども、この青木さんという人がこの報償についての要請状ですか、要求書を出していまます。そのときの総理大臣の吉田茂氏であつて、その前には大蔵大臣の向井忠晴氏にてて要請状を出している。私が鹽野さんにお伺いしたいのは、こういうような法律が二十二年に廃止になつたとすれば、この要請状というか、要求というようなものは、その後はものをいわないということになるのか。それとも、その法律がまだあった間に、法律がまだ生きていた間にこの要請状を出して、その結果がつかないであつたというものに対しては、それは継続的にこの権利があつたのかどうか。これはもう大衆作家なら、たいへんこれは簡単に結論が出ると思うのですけれど、そういうわけには

いかない。ここは国会の委員会でありますから、なんだからといってほつておけるかということが私の最大の関心事であります。家族の人は、そのため非常に苦労して子供を育て、そしてようやくさやかな生活ができるところまできて、初めてこの夫の死にようというものに疑惑を持つことになります。それで伺うんであります。が、これはどういうような効果があるのか、ありますから私は、ほっておくべきでない、何らかの形でこの故人の努力に國は報いなくちゃならない。まあ何十億とか何百億とかというようなことがいわれて、あの日銀のダイヤモンドがまためちゃくちゃになるということは私どもは許しておけないと思うのです。その点、どういうような方法があるか。そして、これは國家のものだから、その調査はすぐできます。どういうような方法によって、これをある程度自由な処理を行なわせる内容にできるかというのをあなたに調査していただきたい。それでせつからお急ぎだったのを残つていただいたのは、その調査があなたでなければできないと思ったからお願ひしたのでございます。

○鹽野政府委員　実は私自身といたしましては、ただいまの問題、本日初めて伺った問題でござります。調査部長といふことで私に御指名いたいたことと存じますが、私、実は法務省の司法法制調査部長でございまして、私の調査いたしますのは、司法法制並びに法務に関する統計というのが所管事項でございまして、ただいまお申し出のありました事項は、実は役所の所管から申しますと、私のところからははずれているわけでござります。

それからいまの隠匿物資の法律でございますが、だいぶ古い法律でございまして、はたして法務省の所管であるのかどうか、それから返還の請求なりについての所管が通産省であるのか、大蔵省であるのか、あるいは法務省も一部関与するような手続であったのか、これらの事情も現在のところ、我だいまはつきりいたしませんので、それ

らの点につきましては、なお帰りまして研究させ
ていただきたいと存じます。ただ問題の筋は実は
私のところの所管からはちょっととはれておりま
すので、その点御了承願いたいと思います。

○神近委員 それは私もそういうことではないか
というふうを考えたのですけれども、ともかくきよ
う出でいらしたからあなたにちょっと伺つてみ
たのですが大蔵省に返つていったということになつ
たのです。この法律は二十二年の八月に廃止され
まして、そうして経済調査庁に移管されて、それ
から今度は総理府の管轄になつて、今度はま
たそれが大蔵省に返つていったということになつ
ているので、それで大蔵省に――昨年の六月も、
ともかく総理府にお願いしてみたのですけれど、
だれが責任者なのか、どこで調査ができるのか、
一向わからぬのです。そうしてダイヤモンドだけ
は、この日銀のダイヤモンドだけはみんな頭の
中にあって、一昨年も、昨年も、本年も、ダイヤ
モンドだけは見に行つてある。私はそういうところ
が非常に不明朗だと思うのです。だから、この
所管をはつきりしていただき、どういうわけで
經濟調査庁から、総理府から、今度はまた大蔵と
いうふうに移すのか、どこにそれを握つてあると
ころがあるのか、それを、調査をあなたがおでき
にならないから、私のほうに、どこに行けばいい
ということをちょっと御通告願いたいと思いま
す。

○鹽野政府委員 煽りましてお返事いたします。

○大竹委員長代理 志賀君。

○志賀(義)委員 人権擁護局長にお聞きします。
きょうは簡単な中間報告を伺いたい。

下職員を厳重に指導監督すべき旨説示をしたのであります。」 こういう御答弁でありました。その説示の結果、東京鉄道公安支部長のほうからあなたに対しどういう答弁ないし意思表示がありましたか。それを伺いたい。

○鈴木(信)政府委員 説示の趣旨を尊重して今後十分注意するという趣旨のお答えがございました。

○志賀(義)委員 ところで、被逮捕者は現在なお国鉄につとめておりますか。解雇されたのか、休職処分になったのか、また休職処分になつたら、現在どういうふうになつてあるのか、その点はお調べになつたことございますか。

○鈴木(信)政府委員 本件に関係いたしました三名の被告につきまして、昭和三十八年十月三十一日に免職処分せられた、このように聞いております。

○志賀(義)委員 第一审で無罪の判決が出ております。そうしますと、この事件は法律の適用上もなおいろいろ問題があると思うわけでございますが、これで無罪が確定したという場合には、この処分を当然取り消されるべきものと思いますが、その点はいかがでございますか。

○鈴木(信)政府委員 確定判決によりまして、处分の前提となりました事実が否定されたのであれば、処分権者のほうで、すでに行なわれた処分についても、何らかの是正措置をおとりになるのが妥当であろうと思います。しかしながらこの刑事事件につきましては、私どもまだその判決理由の提起がなされておるようでございます。したがいまして、いまのところ、現在のこのような状況下で、任命権者のほうでどうされるのが妥当かということは、私のほうではまだその最終の結論には到達していないわけでございます。

○志賀(義)委員 そうしますと、とにかく第一審で無罪の判決が出ていて、そういう場合に、これを

有罪のものとして、そういうふうな免職処分をしたということは、これは人権上行き過ぎであるかないか、その点についての御見解はいかがでしょう。

○鈴木(信)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、判決 자체がまだ確定しない状況でありますから、判決としての効力は発生していないと思います。かりにまた確定いたしましても、刑事判決でありますから、その効力、正確に申しますと、訴訟法上のいわゆる既判力が当然行政処分に及ぶというわけのものではありませんから、もしその点をお争いになるのでしたら、これはやはり別に懲戒処分取り消しの行政訴訟を提起されまして、そして裁判所の判断を求める事によつて、その権利の保護をされることが適当な方法であるかと考えます。

○志賀(義)委員 ただいままだ判決の正文を見ていられないということでありますから、この問題は、先日申しましたとおり、そういう免職処分ということは、きょうこの法務委員会で初めてはつきりしたのでござりますから、判決が最高裁判所から当法務委員会へ回ってきた上で、あらためてこの点について伺うこととして、きょうは中間のそういう御報告を承つたことにしておきます。

国鉄から来ておられますから、法務課長に伺いますが、人権擁護局からそういうふうな説示があつたのに対し、今後そういうことのないようになります。第一審の裁判でも、あなたの方の考え方とは反対の結論が一応出ている。それからこの事件の事柄については、判決も不当労働行為、こういうふうになつてゐるのであります。これについて今後どういうふうになさるか。こういう判決が第一審で出て、今後争われるとしても、法務課長としてははどういうふうにお考えでしようか。

○上林説明員 ただいまの志賀先生のお話でございますが、これにつきましては、いま法務省から答弁されたことに尽きておると思いますが、本

件の訴訟はまだ確定しておらないと聞いております。したがつて、事実関係につきましても、これは国鉄は国鉄としてこれが行政処分と申しますか、免職処分の対象になると考えて、四名につきまして当時免職の処分をいたしたわけございません。かりにこの判決が確定いたしたと仮定いたしましても、一般に同一の事実につきましても、刑事処分と懲戒処分とは当然その目的とか性格とか異なるわけでございますから、事実に対する対処のしかたも、必ずしも同一でなければならないということは考えておりません。国鉄の処分は、先生御承知のように、国鉄の就業規則に基づいて処分をいたしたわけでございますから、これは正當な処分と考えております。目下のところ、これについて取り消すとかいう特段の処置をとるという考えは持つておりません。

○志賀(義)委員 そうすると、懲戒処分の理由はここでは公表できませんか。就業規則に基づくとしても、どういう理由で懲戒処分して免職にされたか、その点ははつきりできませんか。

○上林説明員 これは実は昭和三十八年の七月十六日に、この四名の本人に事前通知を発しております。これによりますと、日本国有鉄道職員就業規則第六十六条の十七号に、その他著しく職員として不都合な行為があつたとき、これに該当するものとして、結局日本国有鉄道法第三十一条の定めに基づいて懲戒処分したわけでございます。

○志賀(義)委員 その就業規則のいまの条項に基づいておやりになつたというのだが、今後の判決の第一には、それを一方的に適用することがこの場合には不当労働行為になる、こういうことになります。その点について、裁判所の第一審でましたか。まだ何らなされないのですか。

○上林説明員 ただいまの判決は私ども確定したものとは承知しておりません。なお、この記録につきましても、したがつて、これはどういう内容であるかということについては承知しておりません。かりにそれが確定した事実であると仮定いた

しましても、先ほど御答弁申し上げましたように、国鉄といたまでは、これら四人の行為はやはり職員として著しく不都合な行為である、こういうふうに認定いたしまして、就業規則によつて処分をいたした次第でございます。したがいまして、これが不当労働行為であるとか、あるいは取り消すべきものであるとか、そういうふうには考えておりません。

いう説示を受けて、そして東京鉄道公安支部長のほうからも、今後はそういうことはしないようになります。こういうふうな答弁が出てるぐらいです。そうすれば、いやしくもあなたが法務課長をやつておられる以上、そういう点も含めて、今度の第一審の判決が出たら、これについていまから当然検討しておかれるべき筋合いのものであると思うのです。あなたのほうは、判決が最終的に出るまでは一切そういうことは検討もしない、全然関知しないところだ、こういうふうにおっしゃるわけ

○上林説明員 その判決の内容につきましては、まだあれしておりますが、新聞等で承知いたしました範囲内に關する限りは、やはりこのような行為は職員として非常に不都合な行為である、結局国鉄の内部規律保持のために、日国法でもつて規定した三十一條の定めによりまして、懲戒处分に値する、すなわち免職処分に値するもの、こういうふうに考えておりまして、これを考え方直すというようなことについては考えておりません。

○志賀(義)委員 先ほど人権擁護局長が、まだその判決の正文を見ていない、こういうふうに言われた。その上でもなお考えてみるとおつしやったが、あなたのほうは、その判決の正文を入手したら検討されるのか。いまあなたは、ほとんど^{暴言}と思われるのですが、そういうものは第一審のことだ、別に検討する必要はない、こういうふうにおっしゃるのか。

ので、その内容がわかりましたら、もちろん精細にこれを検討させていただきますけれども、ただし、国鉄のいたしました処分は、国鉄が独自の立場において、就業規則に違反したような行為である、こういうふうに認めておるわけでございました。したがいまして、先ほども申し上げましたように、かりにこの判決が確定するようなものであつたといたしましても、国鉄は国鉄の立場において、これはやはり職員として不都合な行為である、こういうふうに認定しておるわけでございまして、これを変更するという意図は持っております。

○志賀(義)委員 就業規則で問題になつた点、入浴時間の点、これを免職された人たちが破つたから就業規則違反だ、こういうことです。その就業規則そのものが、一方的なそういう解釈は当たらぬということは、今度の判決に示されておる。そういうことが出た以上、行き過ぎのないようにせよという人権擁護局長の説示に対し、東京鐵道公安支部長のほうからも答弁があつたくらいですから、それは判決の正文を見てなお考えてみる、これが法務課長として当然のことであろうと思う。あなたとしては、いまの御答弁を伺つてある、これが何と言おうとこっちはこっちだ、国鉄あるいは運輸省のほうでそういうことについて自分ほうの就業規則でやつた、だれが何と言おうとそんなものは検討する必要はない、こういうふうに言われるのかどうか。これは非常な暴言であろうと思うのですが、あなたはどどまでもそれを固執されますか。記録にもとどまりますから、そこをはつきり言つてください。「大竹委員長代理退席、委員長着席」

○上林説明員 まず、就業規則の第六十六条十七号にいう、著しく不都合な行為、こういう行為が全く存在しなかつたというなら別でござりますけれども、こういう行為があつた場合に、これが国鉄の就業規則の立場、すなわち、日本国有鉄道法第三十一条に基づきまして、国鉄内部秩序を維持するという見地から見た場合に、やはりこれに該当す

るというふうに認定しておるわけでございます。これが現在訴訟で争われておりますが、それは別の法規による判断に基づくものでござりますけれども、国鉄としては一応これは別のものである、すなわち就業規則違反に該当する行為であると見えておるわけでございます。

必要があろうかと思ひます。しかし現在のこと
る、こういう内容についてもまだ出ておりません
し、国鉄としては、現在のところ、やはり国鉄が
認定した事実には間違いがない、こういう前提で
処分をいたしておるわけでございます。

○志賀(義)委員 処分をしたのはもう二年も三年
も前のことでしょう。いま第一審でそういうこと
が出て、あなたは就業規則をたてにとられるけれど
ども、そのことが判決理由のまつ先に掲げてある
のですよ。一方的にそういう就業規則を振りまわ
すことにはいけない、こういうことになつてゐるの
です。そういうことが出了以上、ハマあなたが言

われたようなことだと、これに類似した事件が起つたときには、やはりこういうことが問題になつてゐるという点も考慮せずに相変わらずやられるということになると、人権擁護局長の説示されたことに対しても、これは全然考慮を払っていないということになりますか。その点はいかがですか。

○上林説明員 先ほど私が申し上げました点、あるいは説明が不十分なためだらうと思いますが、国鉄といたしましても、この判決の内容につきましては非常に重大な関心を払つておるわけでございます。したがつて、この内容については十分によく検討させていただきたいと思います。

○志賀(義)委員 十分検討してください。就業規則だけで万事が一方的にやれると思つたら大きな間違いですよ。

そこで人権擁護局長に伺いますが、先日、衆議院社会労働委員会でも問題になつたのであります。が、例の興和株式会社というものの新薬実験について、人権擁護局に訴えが出ております。それについて局長は、調査をするということを先日の社会労働委員会で言わされましたけれども、その後調査はどの程度に進んでおりましょか。

○鈴木(信)政府委員　ただいま御指摘の事件につきましては、三月の二十四日に東京法務司に対し

まして、その会社の薬剤師である被害者に当たる中村晴子という方から、その代理人内田弁護士を

通じて、人権侵害事実調査申し立て書と題する書面の提出があつたのであります。そこで調査に着手したわけではあります、同局におきましては、まず三月二十五日に申告者本人、すなわち中村さんから事情詳細を聴取いたしまして、引き続き目下関係者を呼び出している、そういう段階でございます。

○志賀(義)委員

わかりました。そこで、ごく簡単に伺いましたが、問題のキセナラミンについて、イタリアのほうでは一般に発売されておつて日本でも伝研並びに東北大學で調べたら別にそういうなにがなかつた、こういうふうになつておりますが、その点についてすでに別の医学雑誌では、ことに臨床医師のデータで副作用として肝炎を起こすことが確認をされているというところがございますけれども、その伝研及び東北大學ではそういうことについては全然考慮していなかつたかどうか。その点をお調べになりました。

○鈴木(信)政府委員 先ほど申しました人権侵害事実調査申し立て書の中にはいろいろ書いてございますが、ただいま御指摘の事実も含めまして、その事実があるかないかということについては現在調査中でございまして、何ともまだお答えする段階に至っていないわけでございます。

また、この中村晴子さんたちに対しても新薬の人体実験を行なつた方法について、投薬をする前に健康診断をしなかつたことが明らかであります。が、健康診断もしないで新薬の副作用を検査したのかどうか、この点をはつきりしていただきたい。非常にでたらめなのであります。といふのは、一人女性の方で四ヵ月後に死んだ方がありますね。あれはガンが死因だった、関係はないらしいといふことを製薬会社の責任者並びに伝研の橋田晃という人と同時に東北大學の松本慶蔵といふ

人が言つておりますが、そうすると、これはすでにこの新薬実験をやつたといふだけは動かせない事実になりますね。こういうことが一体許されないものかどうか、その点をお調べ願いたいと思います。

主としてこの二点でございますが、問題は、大渡順二という医学評論家、これはサンデー毎日その他にもよく名前のある人でございますが、その人が言つております、「一般的にいって製薬会社は病院に研究費を出すなど製薬会社と病院には利害関係がありすぎる」、「今の様では病院側の出す資料が製薬会社のつどよいものばかりとカシグられてもしようがない」、こういうふうに言つております。このキセナラミンの実験のときに東北大學及び伝研に対し実験上の費用を提供したかどうかが出しているか出してないか。どうも私ども、ウイルス化療法研究班東北大医学部中村隆研究室松本慶蔵氏の話というのが新聞にも出ておりましたが、その点で、いま医学評論家の指摘したようないことはあるはあるのではなかろうかといふことが考へられる。もう一人伝染病研究所の方ですが、ウイルス化療法研究班東大伝研付属病院内科橋田晃博士の話では、どうもその点で私ども駿然としないところがある。一体製薬会社から今度の人体実験について費用が出ているのかどうか、その点をお調べ願いたいと思うのであります。しかし、それは承知いたしておりませんが、報告はきております。取り調べてみます。

○津田(政)政府委員 ただいまお尋ねの点につきましては、いま私は承知いたしておりませんが、報告はきております。取り調べてみます。一般的に申しまして、特に駐留軍人あるいは軍属関係からの銃器の密輸入という事件は、それほど目立つてあるようにはいま感じておりませんが、

○志賀(義)委員 では、まだ調査をしておられないようありますから、ひとつ委員長からも刑事委員会へ提出していただいて、その上であらためて質問いたしたい、かのように考えてきょうはこれで終わりたいと思います。

もう一言だけ、これは刑事局長に伺いたいのですが、アメリカ兵からビストルが密輸入されて暴力団に渡つておる、こういう事件があります。これは山口地方裁判所岩国支部で去る十九日、岩国基地海兵隊員ジョン・B・ハンセン等軍

○加藤委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後一時十三分散会